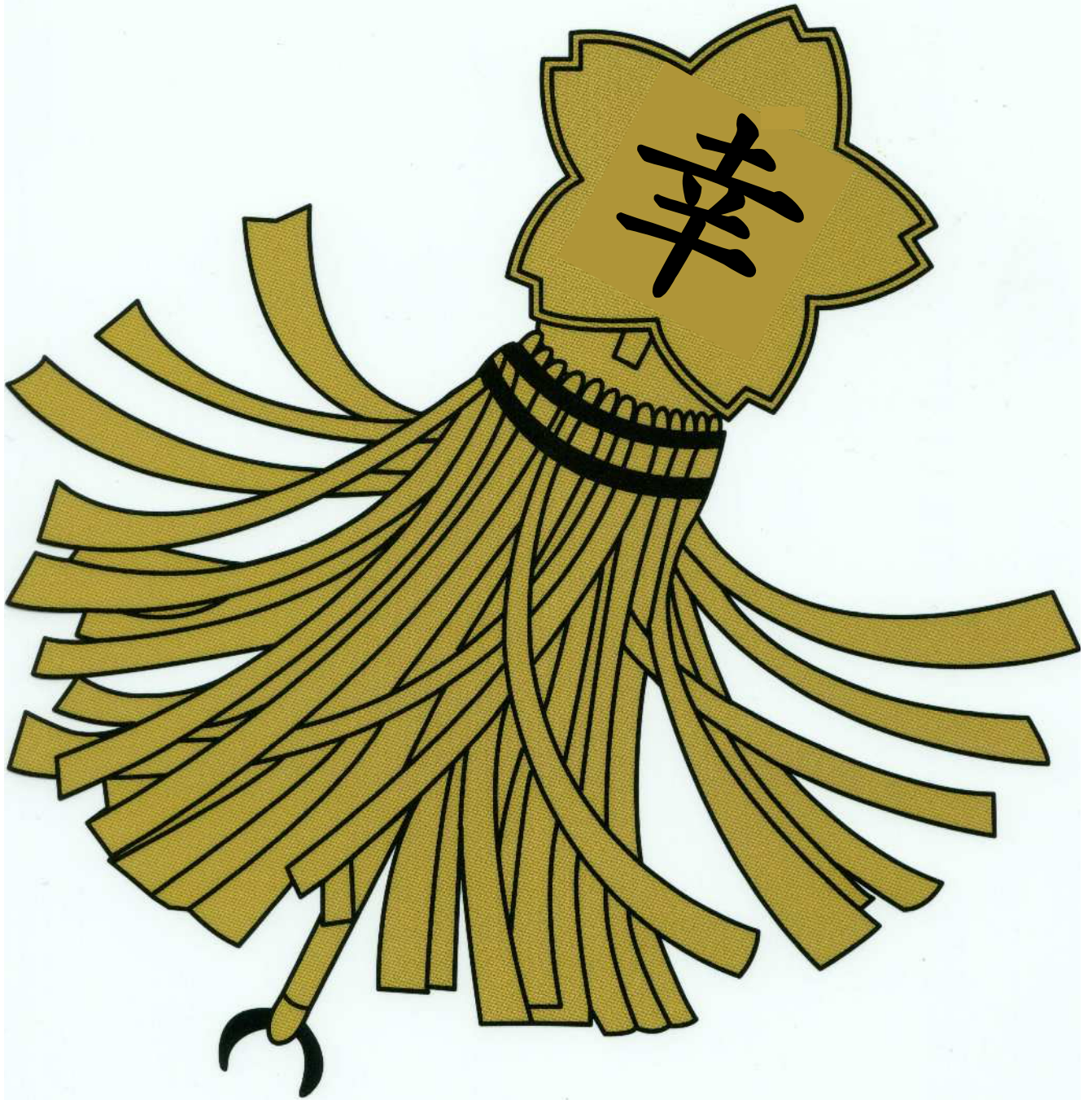


消防団員の手引



幸 消 防 団

地域の要 あなたの街の消防団員

幸消防団員の手引

第1 身分及び任務

1 身 分

非常勤の消防団員（以下「団員」という。）は、地方公務員法第3条に規定する特別職の地方公務員（同条第5項の非常勤の団員）の身分を有する。

2 任 務

消防の任務は、消防組織法第1条に規定され、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」と明記されている。

なお、同法第18条第3項の規定により、消防団の災害防除活動においては、消防長又は消防署長の管轄の下に行動しなければならないとされている。

第2 入団及び退団

1 入 団

（1）本団員及び分団長等は、規則で定める定数の確保に努めなければならない。

ア 定数183人

イ 各分団の定数は次のとおりとする。

第1分団 39人

第2分団 39人

第3分団 39人

第4分団 59人

(2) 分団長から推薦された者で、次のいずれにも該当する者の中から市長の承認を得て幸消防団長（以下「団長」という。）が任命する。

ア 幸区内に居住又は勤務する満18年以上の者

イ 志操堅実で、かつ、身体強健であって団員として適当な者

(3) 次のいずれかに該当するものは、団員に推薦できない。

ア 禁治産者又は準禁治産者

イ 禁錮以上の刑に処せられた、その執行を終わってから2年を経過しない者

ウ 川崎市消防団員服務規律及び懲戒条例(昭和22年川崎市条例第24号)第7条の規定により免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 団長から任命された団員は、勤務先の使用者に消防団員としての従事内容について、あらかじめ承認を得ておかなければならない。

2 退 団

(1) 退団をする団員は、その理由を明らかにし、団員は分団長に、本団員は団長に届出なければならない。

(2) 分団長は、団員から退団の願いがあるときは、速やかに退団願をもって団長に報告すること。

(3) 団長から退団の承認を受けた団員、又は死亡その他の事由により団員の資格を失ったときは、貸与期間内にある次の貸与品を整理し、速やかに団長に返納しなければならない。

冬服、盛夏服、作業服、制帽、作業略帽、安全帽、ネクタイ、バンド、

防寒衣、防火衣、防火帽、雨衣、短靴、作業靴、編上靴、階級章、襟章、
消防団員手帳

(4) 団員が次のいずれか一に該当するときは、団長は罷免することができる。

ア 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない
とき。

イ 団員として必要な適格性を欠くとき。

(5) 分団長は、団員が前項ア、イに該当するときは、事情を具して団長に報告すること。

第3 制 式

1 団員の階級

団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員

2 服 装

(1) 団員の服装は、正装及び略装並びに防火服装とする。

ア 正装は、各種行事、儀式及び特に指示ある場合に着用する。

(ア) 正装の冬服には、階級章、襟章、表彰襟章及び精勤章を着けるとともに、ワイシャツ、ネクタイ、制帽、短靴又は編上靴とする。

(イ) 正装の盛夏服には、階級章、襟章等をつけ、制帽、短靴又は、編上靴とする。

イ 略装とは、前号に定めるとき以外のときに着用する。

(ア) 略装の作業服には、階級章、襟章をつけ、略帽、短靴及び編上靴、又は作業靴とする。

(イ) 略装の盛夏服には、階級章、襟章をつけ、盛夏略帽、短靴及び編上靴又は作業靴とする。

(2) 着用期間は次のとおりとする。

ア 冬 服 10月1日から5月31日まで

イ 盛夏服 6月1日から9月30日まで

(3) 防火服装

団員が消火活動、消防訓練等に従事するときに着用する。

(4) 業務遂行中、避けがたい事由によって貸与品を亡失、又は甚だしくき損した場合は、速やかに分団長を通じて団長に届出なければならない。

なお、市長は、亡失、又はき損の原因が故意、又は重大な過失によるものであるときは、その実費を弁償させることができる。

(5) 階級章等の着用位置は、次のおりとする。

ア 階級章は、右胸部とする。

イ 襟章は、上衣襟とする。

ウ 表彰襟章は、左胸部ポケットの上部右側から勲章、褒章、記章とし、右胸部には、階級章の下部左側から並列に次ぎの章順とする。

消防庁特別功労章、同顕功章、同功労章、同精績章、同永年勤続功労章、日本消防協会功績章、神奈川県永年勤続章、県消防協会特別会員章、同功労章、同永年勤続章

エ 精勤章は、左上腕部とする。

3 団員手帳

(1) 手帳の形式は、次のとおりとする。

ア 表紙は、鉄紺の革制又はこれらに類するものとし、中央上部に消防団章、その下に「消防団手帳」の文字を金色で表示し、恒久用紙16枚、記載用紙80枚とする。

イ 恒久用紙の表扉には、手帳番号、所属団及び分団名、階級、氏名、生年月日並びに貸与年月日を記入するほか、制服無帽上半身（縦30ミリメー

トル、横25ミリメートル)の写真を貼り付し、団長の認印を押印する。

(2) 記載用紙の記入は、次のとおりとする。

ア 記載用紙の記入は、教養訓練欄は、日本消防協会、消防署、消防団本部等で実施したものを記入する。

イ 火災欄は、命により災害出動した場合に記入する。

ウ 異動、賞罰欄は、拝命以来から順次記入する。

エ 前ア、イ、ウは、団員本人が記入し分団長の認印を受ける。

オ 記載用紙には、横左端から2センチメートルのところに線を引き、その左側に記録年月日、場所、教養者等の摘要を記録する。また、線の右側余白には件名、内容等を記入するとともに、文字は横書きとし余白を残さないよう統一すること。

(3) 手帳の整理番号は、団員番号とする。

(4) 手帳は、団員の身分及び職歴を証する貴重な貸与品であることを認識し、慎重に取り扱うこと。

なお、紛失、汚損した場合、又は記載用紙の余白がなくなったときは、所定の様式に基づき、速やかに分団長を通じて再交付の申請を行うこと。

(5) 団業務の執行にあたり、団員であることを示す必要のある場合、又は提示を求められたときは、恒久用紙の表扉を示し、身分を明らかにしなければならない。

(6) 分団長は、必要に応じて団員手帳の提示を求めて点検し、取扱及び記入要領について指導を行い、適正な管理に努めること。

第4 事務分掌

1 団本部の事務

(1) 団本部を幸消防署に置き、庶務、警護、消防、広報の各部を設け、次に掲げる事務を処理する。

ア 団員の身分に関すること。

イ 報告、通報、及び連絡に関すること。

ウ 団員の教育訓練に関すること。

エ 消防団の警防計画に関すること。

オ 会計、経理に関すること。

カ 設備、資材その他物品の保管に関すること。

キ その他必要な事項。

2 分団本部の事務

(1) 分団本部は、次の事務を処理する。

ア 所属団員の身分に関すること。

イ 報告、通報及び連絡に関すること。

ウ 設備資材その他物品の保守に関すること。

エ 所属団員の教育訓練に関すること。

オ その他必要事項

3 簿 冊

(1) 団本部及び分団本部には、次の簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

ア 消防団員名簿

イ 沿革史

ウ 日誌

エ 設備資材台帳及び点検簿

オ 区域内全図

- カ 地水利要覧
- キ 金銭出納簿
- ク 報酬等受払簿
- ケ 給貸与品台帳
- コ 油脂受払簿
- サ 消防団に必要な法規、例規つづり

4 職務代理

上司に事故あるときは、原則としてその直下位にある者が職務を代理する。
ただし、あらかじめ上司から指示ある場合は、この限りでない。

第5 服務規律

1 服 務

- (1) 団員は、召集により出動し服務するものとする。

ただし、召集を受けない場合であっても、指定された地域内で非常災害等の発生を覚知したときは、直ちに出動し服務しなければならない。

- (2) 団員は、権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

- (3) 団員は、3日以上にわたり居住地を離れ、又は傷病等のため召集に応じられない場合は、副分団長以下にあつては分団長に、分団長以上にあつては団長に報告しなければならない。

また、分団長は、当該団員の過半数以上が団体旅行等で居住地を離れる場合も、あらかじめ団長に報告しなければならない。

2 規律

- (1) 常に水火災の予防及び警火心の喚起に努め、災害の出動に際しては、旺

盛なる責任感と確固たる信念をもってあたること。

(2) 規律を厳守し、団長等の指揮命令のもとに上下一体となって業務にあたること。

(3) 上下同僚の間にあつては、互いに敬愛し礼節を重んじ、信義を厚くするとともに、協調団結に努めること。

(4) 職務に関し、私的に金品の寄贈又は供応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあつてはならない。

(5) 職務上知り得たこと、又は他よりこれを聞知したことを問わず、機密を漏えいしてはならない。

(6) 消防団、又は団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しない。

(7) 消防団、又は団員の名義をもって、みだりに寄付を募集し、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。

(8) 貸与品、給与品等はこれを大切に保管し、服務以外においてこれを使用し若しくは他人に貸与するようなことがあつてはならない。

(9) 配置機械器具その他消防団の設備資材は職務をもってする場合のほか、これを使用してはならない。

(10) 団業務執行中の服装は、指示に基づき正装又は略装とし、次の事項を遵守すること。

ア 正装及び略装は、団員のシンボルであることを自覚し、端正な服装のもとに品位の向上に努めること。

イ 屋外に出る場合は、必ず帽子をかぶること。

ウ ズボンのポケットに手を入れたまま、又はたばこを吸いながら歩行しないこと。

エ 見苦しいものを携行しないこと。

オ みだりにいかがわしい場所に立ち入らないこと。

カ 団員相互が愛称で呼び合わない、又は野卑、野蛮な言動はしないこと。

3 懲 戒

(1) 団長は、次の一に該当する者があるときは、これを懲戒することができる。

なお、分団長は、団員に該当する者があるときは、事情を具して団長に報告しなければならない。

ア 職務上の義務に反し、又は義務を怠ったとき。

イ 職務の内外を問わず、団員としての体面を損する行為があったとき。

(2) 懲戒は、次の区分により行う。ただし、情状を酌量すべき点があるとき。

1年以内に限り、懲戒を猶予することができる。

ア 免職 市長の承認得て行う。

イ 停職 1年以内において期間を定めて行う。

ウ 譴責 厳重注意する。

第6 警 備

1 平素の心構え

(1) 団員は、発生する災害に即応できるよう、次の事項に配意しなければならない。

ア 災害出動に備え、常に所在を明らかにしておくこと。

イ 防火衣、防火帽等の整理整頓に努めること。

ウ 出動区域内における地水利状況の把握に努めること。

エ 災害活動に対応できるよう、体力・気力のかん養に努めること。

2 車両機器具の点検

(1) 配置車両及び機器具の機能を保持し、出動態勢の確立を図るため、次の点検区分にしたがって実施すること。

ア 定期点検とは、毎月 15 日(対震用台車付小型動力ポンプは第 1 水曜日)に、別に定める点検票に基づいて実施する点検をいう。

イ 法定点検とは、6 か月、12 か月及び 24 か月の法令で定める点検を、消防署の計画により実施する点検をいう。

ウ 特別点検とは、定期点検及び法定点検を除く訓練及び災害出動時等において実施する点検をいう。

(2) 点検及び記録

ア 点検は、担当機関員及び指定団員が行い、その点検結果を記録して、分団長の検印を受けなければならない。

イ 機械器具を点検した結果、異状を認めたときは分団長を通じて、団長に報告しなければならない。

ウ 機械器具等が新配置、又は返納する場合は、必ず員数表にその受払いを明記しておかなければならない。

第 7 災害活動

1 出 動

(1) 災害及び訓練等に出動するときは、次の事項を遵守しなければならない。

ア 消防車両で出動する場合は、道路交通法規を厳守し、優先通行権を過信することなく、安全運転を励行すること。

イ 機関員及び上司は、次の安全呼称及び手信号を用いるとともに、団員一致協力して事故防止にあたること。

(ア) 安全呼称は「出発よし」「後方よし」「後車注意」「右（左）側よし」「右（左）側いっぱい」「徐行」「徐行よし」「青信号よし」「黄信号注意」「赤信号停止」等とする。

(イ) 手信号は、左折のとき助手席にいる者が行うこと。

ウ 後退又は踏切り通過の際は、必ず誘導員の合図に従うこと。

エ 消防車両以外で災害出場するときは、交通事故に十分留意すること。

オ 市域に震度５強以上の地震を覚知したときは、所属する器具置場に自主参集し、団長からの命令により行動すること。

カ 団長からの命令なくして、管轄区域外に出動してはならない。

2 現場活動

(1) 上司は、災害現場及び訓練等に出動したときは、次の任務を遂行し部下の安全と円滑な部隊運用を図らなければならない。

ア 団長は、出動分団を統率し、団員に必要な指示を与えるとともに、有効適切な部隊運用を図る。

イ 副団長は、各出動分団を掌握して団長の補佐にあたり、必要に応じて各出動分団に適切な指示を与えなければならない。

ウ 本団部長は、消防署と消防団の密接な連携を図り、各出動分団にその意図を正確に伝達し、災害活動の実効を期するものとする

エ 分団長は、団長及び副団長の指示を受けるとともに、現場の状況判断によつては団員を指揮統率し、効果的な災害活動にあたること。

(2) 活動上の留意事項

ア 消防車両で現場到着した分団長等は、消防署現場最高指揮者に出動報告を行い指示を受けること。

イ 団員は、現場活動の実効を期するため、分団長等の指示を確実に遂行す

るとともに、単独行動は厳に慎むこと。

ウ 火災防ぎょ活動を行う場合は、完全な防火衣等を着装して従事し、危害防止を図ること。

エ 災害の様相に応じ、機器資材を効果的に活用して被害の軽減を図ること。

オ 消防活動における機関員は、延長ホースの本数及び注水部署の状況等を勘案し、適正なポンプ圧力で送水すること。

カ 注水部署の選定にあたっては、足場・落下物等を十分に考慮すること。

キ 出火点付近は、みだりに破壊、又はかくはんを避け、火災原因調査上の現場保存に努めること。

ク 消防警戒線を設定する場合は、必要となる交通整理等にあたること。

ケ 消防警戒線を設定したときは、消防局長が発行する立入許可証票（通行証）を交付されている者、又は消防対象物の関係者、居住者及びその親族以外は、みだりに立入等を認めてはならない。

コ 火災原因及び個人情報に属することについては、みだりに漏洩し住民等から誤解や批判を受けることのないようにすること。

サ 火災防ぎょ及び消防警戒線の設定に従事する必要のない現場においても、団員としての統制と節度ある行動に終始すること。

3 引揚げ

（１）現場を引揚げるときは、次の事項を遵守しなければならない。

ア 分団長等は、消防署現場最高指揮者の引揚げの指示により、人員及び機器資材を確認後、団長等に異状の有無を報告して引揚げること。

イ 引揚時、使用した消火栓は漏水のないよう十分留意すること。

ウ 引揚途中においても、交通法規を厳守し事故防止に努めること。

エ 消防車が器具置場に引揚げ後、分団長等は、速やかに所要事項を消防署に

報告すること。

4 その他

(1) 消防車が法定点検又は故障の際は、積載する小型動力ポンプ又は、対震用台車付小型動力ポンプをもって運用すること。

(2) 火災防ぎよ、その他訓練等で特に指示のない限り、みだりに消火栓の開閉を行ってはならない。

(3) 消防車による交通事故発生時は、交通法規に基づく必要な措置を構ずることとともに、遅滞なく団長及び消防署に事故概要を報告し、指示を受けること。

なお、事故処理にあたっては、直接関係者に示談等の交渉を行ってはならない。

(4) 公務中に負傷したときは、分団長等を通じて団長に報告するとともに、消防署に通報しなければならない。

(5) 器具置場の管理を十分に行い、機器資材の盗難防止に努めること。

第8 消防団員の召集等

1 召集の発令

団長は、南海トラフ地震に関連する情報及び津波警報等の発表に伴い、必要な所属団員の召集を行うものとする。

2 団員の参集

召集を命じられた団員は、あらかじめ定められた消防団器具置場等に参集するものとする。

3 召集発令の伝達

団員名簿（緊急連絡系統網）等により伝達するものとする。

4 団員の非常参集

団員は、次に掲げる場合、召集命令を待つことなく、あらかじめ定められた消防団器具置場等に自主参集するものとする。

- (1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。
- (2) 南海トラフ地震に関連する情報を気象庁が発表したとき。

第9 機動部隊

幸消防署機動部隊（以下「機動部隊」という。）は大規模地震時等に、建物倒壊や道路障害等で人力による災害活動が困難な場合、消防団員等が保有する重機により土砂やがれきを除去して、迅速な人命救助及び被害の軽減を図る部隊です。

1 機動部隊の任命

団長は、建設重機及びトラック等の免許の資格を有し災害活動の実働経験のある団員を機動部隊員として任命する。

2 運用

運用については幸消防団機動部隊内規・添付する運用要領のとおりとする。

幸 消 防 団 機 動 部 隊 内 規

【趣旨】

第1条 本内規は、幸消防団機動部隊（以下「機動部隊」という。）に関する必要な事項を定める。

【目的】

第2条 幸消防団機動部隊は、震災及び大規模災害等(以下「震災等」という。)における災害活動に際し、幸消防団員(以下「団員」という。)が保有する免許

及び資格を活用して重機等を使用し、幸消防署消防隊等と連携して迅速かつ効果的な災害活動を行うことにより、人命救助及び被害の軽減に資することを目的とする。

【機動部隊の編成】

第3条 幸消防団長(以下「団長」という。)は、団本部に機動部隊を置くものとする。

2 団長は、機動部隊として「幸消防団機動部隊」1隊を編成するものとする。

3 団長は、機動部隊の統括及び指揮のため、副団長の階級にある者を機動部隊統括隊長（以下「統括隊長」という。）及び本団部長の階級にある者を機動部隊長（以下「部隊長」という。）に指定するものとする。

【機動部隊員の任命】

第4条 団長は、建設重機及びトラック等の免許及び資格を有し災害活動の実働経験のある団員を、機動部隊員として任命することができる。

なお、機動部隊員の保有免許及び資格は、次に掲げるものとする。

- ・ 大型特殊(第一種、第二種)自動車運転免許
- ・ 大型(第一種、第二種)自動車運転免許
- ・ 車両系建設機械運転技能者資格
- ・ 移動式クレーン運転士資格
- ・ 玉掛け作業資格
- ・ その他団長が必要と認める資格

【機動部隊員の任期】

第5条 機動部隊員の任期は、団長が、上記第4条に規定する免許及び資格の喪失及び機動部隊の編成上の理由等により免じるまでの間とする。

【機動部隊員の召集】

第6条 団長は、地震及び崖崩れ等による被害が発生し、幸消防署長（以下「署長」という。）から機動部隊の出場を要請された場合、機動部隊員を召集する。

2 機動部隊員の召集は、自主参集及び指定参集とする。

(1) 自主参集

市内で、震度5強以上が観測されるか又は南海トラフ地震に関連する情報が発令された場合は、機動部隊員の召集命令が発令されたものとみなし、隊員は自主的に参集すること。

(2) 指定参集

団長は、署長から機動部隊の出場を要請された場合、要請内容に応じて機動部隊の出場可否を確認した後、機動部隊員を召集するものとする。

【出場】

第7条 機動部隊の出場は、団長の命令によるものとする。

2 機動部隊の出場区域は、幸区内とする。ただし、幸区以外へ出場する場合は、署長の要請に基づく団長の命令によるものとする。

3 団長は、署長から出場要請のあった部隊数に応じて、前条により統括隊長から報告された出場可能な機動部隊に出場を命令すること。

【統括隊長の任務】

第8条 統括隊長は、団長から出場命令を受けた機動部隊の部隊長に、出場可能車両及び同車両の常置場所への隊員の集結並びに災害現場への出場を命令すること。

2 統括隊長は、機動部隊を統括するとともに、幸消防署の現場最高指揮者と活動内容について協議したうえ、迅速に最大の効果を挙げるよう活動方針を決定して、部隊長に具体的な活動内容を命令すること。

【部隊長の任務】

第 9 条 部隊長は、出場命令を受けて、所属する機動部隊員及び災害内容に応じて使用可能な重機等を選定し、迅速に出場すること。

2 部隊長は、重機等の常置場所に参集時、機動部隊の編成状況について、人数(免許資格含む)及び重機等の資機材数を統括隊長に報告すること。

3 部隊長は、災害現場に到着して災害状況を把握した後、活動方針、活動内容及び活動隊員を示してから、活動開始を命令すること。

【隊員の任務】

第 10 条 隊員は、出場に際し、所有する免許及び資格を最大限に活用して災害活動にあたり、人命救助及び被害の軽減に努めること。

2 隊員は、消防隊と連携しながら重機等を操作し、迅速かつ効果的な活動に努めること。

【安全管理】

第 11 条 統括隊長及び部隊長は、訓練及び現場活動等における安全管理について、川崎市消防局安全管理要綱を準用し、隊員及び資機材の安全管理に努めること。

2 特に、重機等を操作する機動部隊員は、活動に際して常に危機管理意識を持ち、安全を最優先に活動すること。

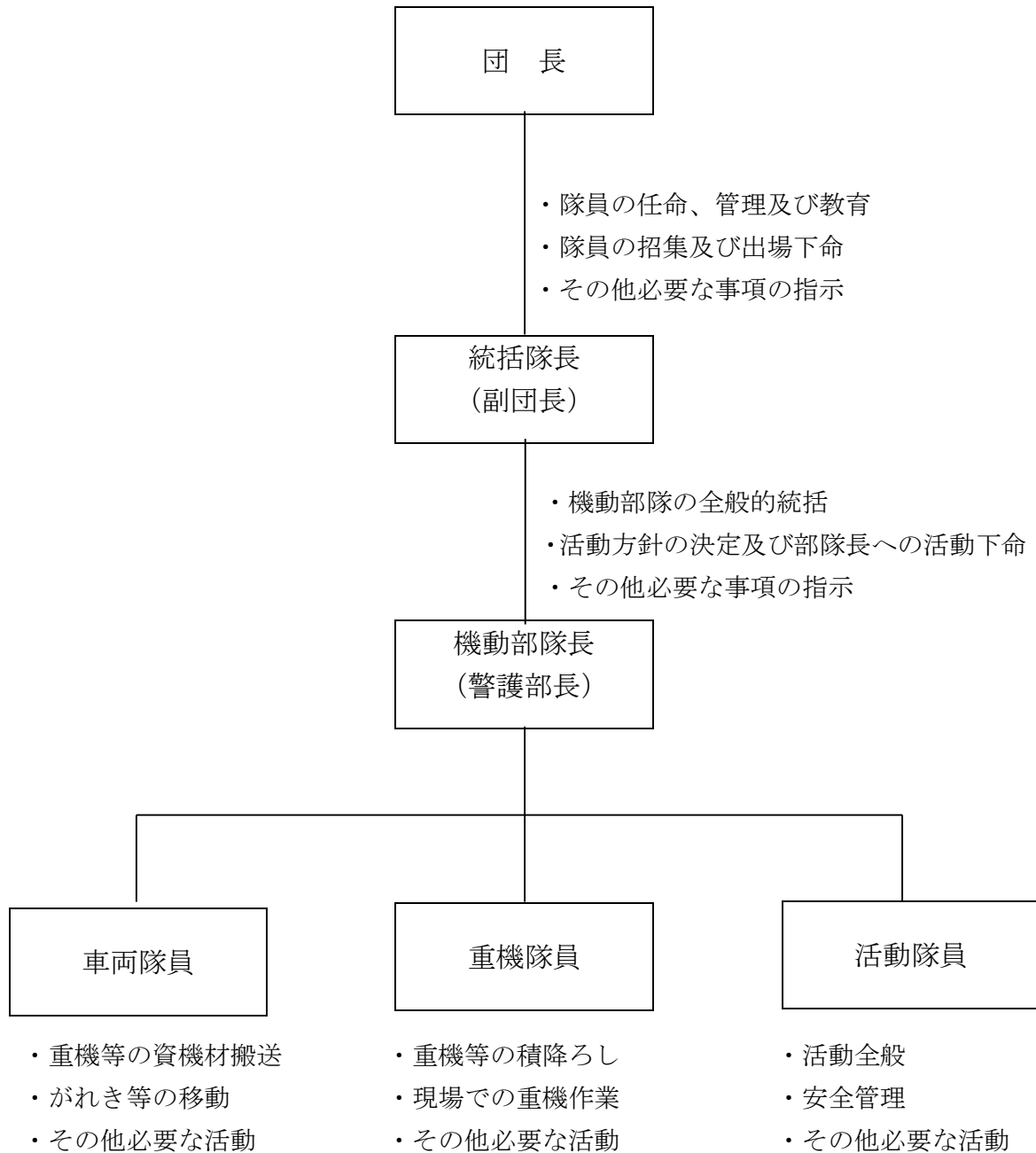
【その他】

第 12 条 本内規の改正は、分団長会議において審議し決定する。

附則

本内規は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

幸消防団機動部隊の構成図



第 10 消防団活動計画（震災対策編）

1 目的

この計画は、南海トラフ地震及び津波に関連する事前情報発表時、又は地震発生時に消防団が消防長又は消防署長の所轄の下で実施する事前対策、警戒体制及び震災警防活動等について定めたもので、迅速な災害活動体制を確立と消防署との連携を強化し、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 事前対策

（１）所属団員への周知

消防団長（以下「団長」という。）は、研修等を通じて本計画の内容を所属団員（以下「団員」という。）に周知徹底し、計画の確実な実行を図る。

（２）教育訓練の実施

団長は、震災時における活動の円滑な実施を期するため、団員に教育訓練を実施する。

（３）地震対策活動への協力

団長は、地域防災の指導者又は統率者として、幸区役所等が実施する諸般の地震対策活動に消防署長とともに協力する。

（４）平素からの備え及び予防

団員は、平素から次のことについて、家族と話し合っておくとともに、次のとおり地震に対する予防対策を実施する。

ア 震災時の連絡方法

災害用伝言ダイヤル（１７１）、災害用伝言板（携帯）、災害用伝言板（web 171）等を利用した連絡方法について、家庭内で決めておく。

イ 役割分担の決定

災害時に誰が何をするかを、家庭内であらかじめ決めておく。

また、家庭内で誰が支援の中心になるかも話し合い決めておく。

ウ 家屋内外の危険箇所のチェック

家屋内外の危険箇所を事前にチェックし、安全対策を講じておく。

エ 非常用持出品及び備蓄

非常用持出品を用意するとともに、家庭内に水、食料など最低3日分の備蓄をしておく。

オ 避難場所の確認

最寄り避難場所の確認をするとともに、安全な避難経路等を事前に検討しておく。

3 震災警戒体制（南海トラフ地震及び津波に対する発生前の対応）

団長は、南海トラフ地震に係る警戒宣言及び南海トラフ地震に関連する情報並びに津波警報等によって危惧される社会的混乱等を未然に防止し、かつ、地震発生に伴う被害を最小限にとどめるため、消防署の実施する震災警戒体制と連動し、消防団警戒本部（以下「団警戒本部」という。）又は消防団指揮本部（以下「団指揮本部」という。）を設置し、震災警戒体制の万全を図る。

（1）団警戒本部

ア 団警戒本部等の設置

南海トラフ地震に関する情報及び津波警報等を気象庁が発表した場合は、団警戒本部長として、幸消防署3階会議室に団警戒本部、消防団器具置場に、分団長を警戒支部長とする団警戒支部を設置する。ただし、津波浸水想定区域内に消防団器具置場がある場合は設置をしないものとする。

イ 団警戒本部等の組織及び事務分掌

団警戒本部等の組織及び事務分掌は、図 1 及び別紙に示すとおりとする。

(2) 団指揮本部

ア 団指揮本部等の設置

団長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大注意）及び大津波警報を気象庁が発表した場合、団指揮本部長として幸消防署 3 階会議室に団指揮本部を分団長の所属する分団の消防団器具置場に、分団長を長とする団指揮支部を設置する。ただし、津波浸水想定区域内に消防団器具置場がある場合は設置をしないものとする。

イ 団指揮本部等の組織及び事務分掌

団指揮本部等の組織及び事務分掌については、図及び別紙に示すとおりとする。

(3) 震災警戒体制時等の対応（別紙参照）

ア 南海トラフ地震臨時情報発表時（団警戒本部設置前の事前対応）

通常警防体制とし、幸消防署からの情報伝達に基づき、団員各自が通報を逃さないよう情報収集手段を確保する。

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時（団警戒本部設置時の対応）

（ア）消防団員連絡網による情報伝達

（イ）団警戒本部及び団警戒支部の設置

（ウ）指定された団員の器具置場への参集

（エ）器具置場内の出火防止及び転倒落下防止

（オ）MCA 無線機等の点検

- (カ) 全消防団員非常参集
- (キ) 団指揮本部、団指揮支部の設置
- (ク) 各部隊の編成準備
- (ケ) 車両、資器材の点検
- (コ) 地震防災信号の準備

ウ 警戒宣言発令時

- (ア) 地震防災信号のサイレン吹鳴

※地震防災信号

サイレンは、「４５秒吹鳴 １５秒休み ４５秒吹鳴」の繰り返し

警鐘は、５点 ●●●●●～●●●●●を繰り返す。

- (イ) 車両の安全確保（車両移動等）

- (４) 震災警戒体制の解除

団長は、消防局が行う震災警戒体制の解除に併せ、解除する。

４ 消防団員の召集等

- (１) 召集の発令

団長は、南海トラフ地震に関連する情報及び津波警報等の発表に伴い、必要な団員の召集を行う。

- (２) 団員の参集

召集を命じられた団員は、あらかじめ定められた消防団器具置場等に参集する。

- (３) 召集発令の伝達

消防団員連絡網に基づき伝達を行う。

- (４) 団員の非常参集

団員及び機能別団員（大規模災害団員）（以下「団員等」という。）は、

次に掲げる場合、召集命令を待つことなく、あらかじめ定められた消防団器具置場等に自主参集する。ただし、津波警報等（津波注意報、津波警報、大津波警報）が発表された場合、自己の安全を最優先し、津波警報等が解除されるまで又は安全が確保されるまでの間、津波避難施設や津波避難対象地域外の避難場所等への避難を行う。

ア 市域で震度 5 強以上の地震を観測したとき

イ 南海トラフ地震に関する情報のうち南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）及び大津波警報を気象庁が発表したとき。

5 地震発生時の対応（震度 5 強以上の地震発生時）

市域で震度 5 強以上の地震を観測した場合は、次の対応を実施するものとする。

（1）家族の安全確保

団員等は、自己及び家族の安全確保、出火防止を第一優先に実施した後に、予め定められた消防団器具置場等に自主参集する。

（2）団指揮本部等の設置

団長は、前記 3 震災警戒体制に掲げる団指揮本部及び団指揮支部を設置し、方面本部長（署長）の所轄の下に、団員を指揮統制する。

（3）初動措置

ア 器具置場等の被害状況確認

団器具置場に参集した団員等は、器具置場内外及び車両器具等の被害状況等の異常の有無を確認し、団指揮本部に報告するとともに、参集途上の被害状況等を報告する。

イ 始動点検

小型動力ポンプ付積載車（以下「ポンプ積載車」という。）及び手引動力ポンプ（以下「手引ポンプ」という。）の始動点検を実施する。

ウ ホースの積載

ポンプ積載車に20本以上、手引ポンプに8本以上のホースを積載する。

エ MCA 無線の点検及び活用

団指揮本部から団支部に対し、MCA 無線試験を実施するとともに、以後の情報収集及び任務の下命等に活用する。

（４）部隊編成等

団支部支援隊、ポンプ積載車隊、手引ポンプ隊、現場活動補助隊により編成する。

また、団指揮本部の指示により、状況に応じて消防団機動部隊を編成する。

ア 団支部支援隊

（ア）分団長が、必要な団員等を指定して編成するものとする。

（イ）活動内容は、団指揮支部の支援活動、情報収集伝達・整理を主任務とし、団指揮本部への情報の受伝達及び出場中の各部隊との連絡を行うとともに、団支部長（分団長）の特命事項に係る活動を行うほか、情報収集、活動報告の任務にあたる。

イ ポンプ積載車隊

各消防団器具置場に配置されたポンプ車積載車により、各指揮者以下5名程度で分団ごとに小隊を編成し、下記の中隊編成を原則として活動をする。

分団名	中隊名	担当区域
第1分団	第1中隊	分団の管轄区域及び特命
第2分団		分団の管轄区域及び特命
第3分団	第2中隊	分団の管轄区域及び特命
第4分団		分団の管轄区域及び特命

(ア) 活動内容は、消火活動・情報収集・現場広報を主任務とし、原則として、団指揮本部長（団長）から下命された火災の消火活動を実施する。ただし、団指揮本部と連絡不能時は、団指揮支部又は上級指揮者の判断により、参集途上又は出動後に発見した火災の消火活動をする。

(イ) 転戦要領は、消火後、次の現場に転戦する際は、団指揮支部に報告するとともに、速やかにホースを撤収し転戦するものとする。

(ウ) 各中隊の担当区域は、原則、分団の管轄区域内とするが、団指揮本部長の特命により区域及び任務を追加付与するものとする。

ウ 手引ポンプ隊

各出張所等に保管している小型動力ポンプ及び対震ポンプを、各分団の予め指定されている団員等が保管場所に参集したのち、各器具置場において各分団6名程度で小隊を編成し活動する。

分団名	ポンプ番号	保管場所	担当区域
本団	対震用小型ポンプ	本署	分団の管轄区域及び特命
第1分団	対震用小型ポンプ 1号	南河原出張所	分団の管轄区域及び特命
	対震用小型ポンプ 18号	南河原出張所	分団の管轄区域及び特命
第2分団	対震用小型ポンプ 32号	第2分団器具置場	分団の管轄区域及び特命
第3分団	対震用小型ポンプ 3号	平間出張所	分団の管轄区域及び特命
	対震用小型ポンプ 26号	平間出張所	分団の管轄区域及び特命
	対震用小型ポンプ 27号	平間出張所	分団の管轄区域及び特命
	対震用小型ポンプ 33号	平間出張所	分団の管轄区域及び特命
第4分団	対震用小型ポンプ 4号	第4分団器具置場	分団の管轄区域及び特命
	対震用小型ポンプ 48号	加瀬出張所	分団の管轄区域及び特命

	対震用小型ポンプ 49 号	加瀬出張所	分団の管轄区域及び特命
--	---------------	-------	-------------

(ア) 活動内容は、原則として、団指揮本部長（団長）から下命された火災の消火活動、残火処理、再燃警戒を実施する。ただし、団指揮本部と連絡不能時は、団指揮支部又は上級指揮者の判断により、活動許容範囲等を考慮して活動を実施する。

(イ) 残火処理及び再燃警戒は、署消火部隊及びポンプ積載車隊が鎮圧した火災を引継ぎ、残火処理を実施し鎮火に至らせるとともに、再燃警戒にあたる。

(ウ) 担当区域は、原則、分団の管轄区域内とするが、団指揮本部長の特命により区域及び任務を追加付与する場合は、班員の混合編成も可能とする。

エ 現場活動補助隊

上記の隊の編成定員を超えた団員等により編成する。

(ア) 活動内容は、署消火部隊及びポンプ積載車隊が鎮圧した火災の残火処理、再燃警戒のほか、火災現場付近住民の避難誘導、救護活動を実施するものとする。

(イ) 担当区域は、原則、分団の管轄区域内とするが、団指揮本部長の特命により区域及び任務を追加付与する場合は、団員の混合編成も可能とする。

オ 消防団機動部隊

団指揮本部長の特命により、災害の状況に応じて編成する。

(5) 出場

消防団部隊の出場は、原則として団指揮本部長（団長）の下命によるも

のとする。ただし、団指揮本部と連絡不能時は、**団指揮支部又は上級指揮官の判断により出場する。**

(6) 活動要領

ア 消防活動の基本原則

(ア) 火災の早期発見と一挙鎮圧の原則

火災を初期のうちに鎮圧することが大火災を防ぐ最大の方策であり、早期発見と一挙鎮圧を行う。

- a 警防活動指定地域の消火活動の優先（別紙 2 参照）
- b 市街地火災の消火活動の優先
- c 避難場所、避難路確保の優先

火災の多発又は延焼拡大した場合は、人命の安全を優先した避難場所及び避難道路の確保のための消火活動を優先する。

- d 重要かつ危険地域優先の判断

同時に複数の火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域の消火活動を優先する。

イ 水利の選定

水利部署は、原則、火災現場に近い消防水利とし、水利の選定にあたっては火災の状況、風向を考慮し、次のとおりとする。

(ア) 消火栓

- a 原則、耐震性を有する配水管等に設置された消火栓又は、耐震性の有無が不明な場合は、300ミリメートル以上の配水管等に設置されている消火栓に部署すること。
- b 耐震性を有していない200ミリメートル以下の配水管等に設置されている消火栓は、地盤・管質の関係から一部損傷等の被害を受

けるおそれがあることから使用の可否を確認すること。

(イ) 貯水施設

防火水槽、プール等の貯水施設は、水量を確認した後に部署すること。また、館内には、各小中学校のプールが19基あることから、有効に活用すること。（別紙 3・5 参照）

(ウ) 自然水利

河川等の自然水利は、水深を確認し、必要に応じて土のう等により取水可能な水深を確保すること。（別紙4 参照）

ウ 飛火警戒要領

市街地大火となった場合は、強い上昇気流が発生する場合がある。この場合風速にも影響するが風下及び風横側の相当な範囲に火の粉が飛散することとなり、飛火による火災が発生する危険が大きくなることから、飛火警戒すること

エ 救助活動の原則

(ア) 救命活動優先

救助活動は、人命の救助を最優先とし、救命処置を要する重傷者を優先する。

(イ) 火災現場付近優先

規模が同じ程度の救助事案が、火災現場付近とその他の場所に発生した場合は、火災現場付近を優先する。

(ウ) 救助効率優先

同時に多数の救助事案が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事案を優先する。

また、現場において、活動人員に比して多数の要救助者がある場合

は、容易に救出できるものを優先する。

(エ) 多数人命危険対象物優先

地震発生時間によって夜間は病院、社会福祉施設等の自力避難困難な者を収容する施設における救助を優先する。

(7) 管轄（幸区）を越えた応援出場

消防指揮本部長（消防長）又は方面本部長（幸消防署長）から管轄を越えての応援要請があった場合、消防団連絡員（消防職員）を同乗させ応援出場するものとし、受援側方面本部長（他消防署長）の指示する活動を行うものとする。

第 1 1 消防団活動計画（風水害編）

1 目的

本計画は、区域内に風水害等の災害が予想される場合の事前対策、又は発生した場合における災害応急活動等の基本的事項を定めることにより、消防署との連携及び迅速な災害応急活動体制を確立し、被害を軽減することを目的とする。

2 事前対策

(1) 所属団員への周知

消防団長（以下「団長」という。）は、消防団幹部研修等あらゆる機会を通じて、本計画を各団員に周知徹底し、計画の確実な実行を図るものとする。

(2) 教育訓練の実施

団長は、風水害時における水防活動等の円滑な実施を期するため、消防署と合同で水防訓練を年 1 回以上実施し、必要な知識及び技術を修得させるもの

とする。

また、毎月 1 回以上、M C A 無線の交信試験を実施し、風水害時の運用に備えるものとする。

(3) 避難者対策

団長は、消防署長（以下「署長という。」）との連絡を密にし、区役所が作成する「災害時要援護者避難計画」作成について協力するとともに別添避難所リストに基づく避難者対策の推進を図るものとする。

(4) 情報連絡員等の指名

団長は、幸消防署内に設置されたM C A 無線基地局「さいわいだんほんぶ」の担当者 1 名を指名するほか、別表に基づき、各分団ごとに管轄する区域の災害発生危険地域内又はその近隣に居住する団員を当該地域の情報連絡員としてあらかじめ指名するとともに、その他の所属団員の部隊及び任務についても、別紙に基づき、あらかじめ指名しておくものとする。

(5) 消防団車両に関する事前措置

団長は、消防団器具置場等が浸水し、車両への影響が予想される場合は、情報連絡員に指示して、各班が事前に検討している 3（5）災害発生危険地域の指定の場所を避けた安全な場所に移動させ待機する。

3 風水害時の消防団警防体制

団長は、風水害時に消防団が行う災害応急活動に万全を期すため、消防署が設置する方面警戒本部又は方面指揮本部の設置に併せ、風水害対策消防団警戒本部（以下「団警戒本部」という。）及び風水害対策消防団警戒支部（以下「団警戒支部」という。）又は風水害対策消防団指揮本部（以下「団指揮本部」という。）及び風水害対策消防団支部（以下「団指揮支部」という。）を設置するものとする。

(1) 団警戒本部等

ア 団警戒本部等の設置

団長は、消防署に方面警戒本部が設置された場合、団警戒本部長となり、幸消防署 3 階会議室（図参照）に団警戒本部を、分団長の所属する分団の器具置場に、分団長をその長とする団警戒支部を設置するものとする。

イ 団警戒本部等の各体制及び任務等

団警戒本部等の各体制及び任務等は別紙に示すとおりとする。

(2) 団指揮本部等

ア 団指揮本部等の設置

団長は、消防署に方面指揮本部が設置された場合、団指揮本部長となり、幸消防署 3 階会議室（図参照）に団指揮本部を、分団長の所属する分団の器具置場に、分団長をその長とする団指揮支部を設置するものとする。

イ 団指揮本部等の各体制及び任務等

団指揮本部等の各体制及び任務等は別紙に示すとおりとする。

(3) 本部連絡員の指定

団長は、団警戒本部又は団指揮本部を設置したときには、各分団から本部連絡員としてあらかじめ指名した団員を団警戒本部又は団指揮本部に参集させるものとする。（各分団から 1 名）

(4) 連絡体制の確立

各分団長は、電話又はMC A無線を活用して団員の参集状況、管轄区域内の活動状況等を団警戒本部又は団指揮本部に報告する。また、MC A無線による交信が不能である場合は、必要によりあらかじめ指名してある、本部連絡員 1 名を活用して、連絡体制を確立する。

(5) 災害発生危険地域の確認

災害発生危険地域は、川崎市で発行する洪水ハザードマップ【幸区版】、土砂災害ハザードマップ【幸区版】、内水ハザードマップ【幸区版】、浸水実績図【幸区】を確認し災害の警戒及び対応にあたることとする。

(6) 風水害時等の消防団動員参集及び部隊等編成表

風水害時等の消防団動員参集及び部隊等編成表は別紙に示すとおりとする。

(7) 団本部等の解散

ア 団警戒本部等の解散

団警戒本部長は、消防署の方面警戒本部が解散されたとき、団警戒本部及び団警戒支部を解散するものとする。

イ 団指揮本部等の解散

団指揮本部長は、消防署の方面指揮本部が解散されたとき、団指揮本部及び団指揮支部を解散するものとする。

(8) 降雪時の警防体制

降雪時の警防体制については、署長との事前協議において定めるものとする。

なお、降雪時において、消防署に警戒本部体制又は指揮本部体制が発令された場合、団長及び副団長等の消防団幹部は、消防署と連絡を密にし、情報収集・伝達に配慮するものとする。

4 消防団員の召集

(1) 召集の発令

団長は、消防署の方面警戒本部体制又は方面指揮本部体制の特別警防体制発令に伴い、別紙に定められた所属団員の召集を行うものとする。

(2) 団員の参集

召集を命じられた団員は、別紙に定められた消防団器具置場等に参集するものとする。

(3) 情報収集強化体制時の対応

消防署において情報収集強化体制が発令された場合、団長及び副団長等の消防団幹部は、団警戒本部の設置に備え、消防署との連絡を密にするものとする。

5 災害応急活動

(1) 出場範囲

消防団の出場区分は、火災出場区分によるものとするが、消防団の活動については内水氾濫区域（静水域）を原則とする。ただし、消防長の命令又は署長の要請があるときは、区域外においても活動できるものとする。

(2) 部隊等の編成

団支部支援隊、ポンプ積載車隊、避難誘導部隊及び情報連絡員により編成するものとする。

(3) 消防団部隊任務

ア 情報収集

イ 避難誘導活動

ウ 水防活動

エ 人命救助・救護活動

オ その他消防団で必要と認めた

(3) 各部隊の任務と活動要領

ア 団支部支援隊

団支部の支援活動、情報収集伝達・整理を主任務とする。

イ ポンプ積載車隊

水防活動、車両巡回による情報収集を主任務とする。

ウ 避難誘導部隊

「災害時要援護者避難計画」に基づく、徒歩による避難誘導活動、人命救助・救護活動を主任務とする。

(ア) 災害時要援護者避難誘導要領

避難指示等の発令権限を有するものから、避難指示等が発令された場合、要援護者の避難活動を区役所、消防署及び消防団が協力して行う。

団長は、署長の要請に基づき、要援護者の避難を実施するにあたり、署長が保管する「災害時要援護者名簿」等の提供を受け、当該名簿等を管轄分団の本部連絡員に手渡すものとする。

分団長は、上記アの「災害時要援護者名簿」等に基づき、避難誘導部隊に担当地域の割り振りを行い、区が指定する緊急避難場所等への避難誘導活動等を行うものとする。

なお、避難誘導部隊は、団支部支援隊、情報連絡員と連携して活動するものとする。

(イ) ボートを活用した避難誘導要領

消防団の活動については内水氾濫区域（静水域）を原則とする。

なお、ボートを使用した活動については、浸水の深さが腿程度で、かつ、歩行によりボートを引くことが可能な場所での活動とする。

エ 情報連絡員

別表の災害発生危険区域の情報収集を主任務とする。

オ 幸消防団機動部隊

幸消防団機動部隊は、団指揮本部長の命令を受け、幸区内の災害に対し出場する。

第 1 2 処遇

消防団員には階級や役割に応じた年額・月額報酬、災害出場や訓練など活動に応じた出動報酬があるほか、退職時には在籍年数等に応じて退職報償金が支給されます。

1 報 酬

(年額報酬：円)

団 長	副団長	本団部長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
82,500	69,000	50,500	50,500	45,500	37,000	37,000	365,000

(月額報酬：円)

書 記	車両担当	ポンプ担当
1,000	1,000	400

(出動報酬：円)

報酬区分	1 日 (基準時間)	基準時間を超えて 1 時間ごと
災害出場	8,000 (7:45)	1,000
非災害出場	3,500 (3:30)	1,000

2 補 償

団員が公務により死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害を有することとなった場合「川崎市消防団員等公務災害補償条例」の規定により補償し、その種類は、次のとおりである。

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金
- (4) 障害補償

ア 障害補償年金

イ 障害補償一時金

(5) 介護補償

(6) 遺族補償

ア 遺族補償年金

イ 遺族補償一時金

(7) 葬祭補償

3 退職補償金

団員として5年以上勤務し、退職した場合は「川崎市消防団員退職報償金支給条例」の規定により、勤務年数及び階級に応じて支給される。

ただし、次の一に該当する者に対しては支給されない。

(1) 在職中禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 停職処分を受けたことにより退職した者

(4) 勤務成績が特に不良であった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が退職報償を支給することを不適當と認める者

4 表彰

消防団活動における功績や功労に対し国・県・消防関係から表彰されます。

幸消防団共済会会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、幸消防団員をもって組織し、会員相互の親睦と共助厚生を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、幸消防団共済会（以下「会」という。）と称し、事務所を幸消防団本部に置く。

第2章 目的及び事業

(事 業)

第3条 会は次の事業を行う

- (1) 会員相互の共済及び親睦を図るための事業
 - (2) その他目的達成に必要な事業
- (共済給付)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 会員の場合の給付

- (1) 傷病により入院していないが連続して20日以上療養又は治療を要した場合

見舞金 10,000円

- (2) 傷病により入院10日以上に亘った場合

見舞金 10,000円

- (3) 死亡した場合

花輪又は生花と弔慰金20,000円

なお、家族の意向により花輪又は生花が不要の場合は、弔慰金

35,000円とすることができる。

- (4) 風水害及び火災により、り災した場合

見舞金 20,000円

- (5) 団員が結婚した場合

祝い金 20,000円

2 家族の場合

(1) 会員と同居の父母及び妻子が死亡した場合、同居の直系家族が死亡した場合

花輪、生花及び弔慰金（15,000円）の何れか

(2) 同居の家族（兄弟等）が死亡した場合

花輪、生花及び弔慰金（15,000円）の何れか

3 その他必要と認める事案が発生し、委員会で決定した場合
その決定額

(給付の申請)

第5条 第4条に定める給付を受けようとする者は、所定の申請用紙に記入しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-----|-------|
| (1) | 会 長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 2名 |
| (3) | 委 員 | 分団長以上 |
| (4) | 監 事 | 2名 |

(会 長)

第7条 会長は団長をもって充てる。

2 会長は共済会を代表し会務を統理する。

(副会長)

第8条 副会長には副団長を以て充てる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。

(委 員)

第9条 委員は本団部長及び分団長とし、会長が委嘱する。

2 委員は会と所属分団の連絡調整を図り、会の事業を推進するものとする。

(監 事)

第10条 監事は委員より互選した者を会長が委嘱する。

2 監事は会の業務を監査する。

(事 務)

第11条 本会の経理事務は、本団庶務部長がこれにあたるものとする。

第4章 会 議

(会 議)

第12条 会議は委員会とし、会長がこれを召集する。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

3 委員会は次の事項を附議する。

(1) 予算及び決算についてのこと。

(2) 事業計画・運営についてのこと。

(3) 会則の改正についてのこと。

(4) その他会長が必要と認めた事項。

第5章 会 計

(経費及び収入)

第13条 会の経費は、会費をもってこれに充てる。

(会 費)

第14条 会員は、会費として年額1,000円を納入しなければならない。

2 年の中途で加入した会員は、その年額分を納入しなければならない。

(会計年度)

第15条 会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

第16条 本会則の規定にない事案で必要あるときは、総て委員会で決定する。

附 則

この会則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則

この改正会則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改正会則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この改正会則は令和5年9月20日より施行する。

川崎市消防団員互助会規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、川崎市消防団員を以って組織し、会員相互の親睦と共助厚生を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、川崎市消防団員互助会（以下「会」という。）と称し、事務所を川崎市消防局内に置く。

第2章 事 業

(事 業)

第3条 会は次の事業を行う。

会員の共済及び親睦を図るための事業

(2) その他目的達成に必要な事業

(共済給付)

第4条 会の共済給付は次のとおりとする。

(1) 災害見舞金

(2) 弔慰金

(3) 傷病見舞金

(4) 退職慰労金

(5) 督励支給金

(災害見舞金)

第5条 会員が、火災その他の災害によりその住居又は家財に損害を受けた

ときは、その程度に応じ次の災害見舞金を給付する。

但し、広域災害の場合は理事会に諮り給付の可否を決定する。

- (1) 住居及び家財の全部が損害を受けたとき。 50,000円
- (2) 住居及び家財の2分の1以上又は住居若しくは家財の全部が損害を受けたとき 30,000円
- (3) 住居及び家財の3分の1以上又は住居若しくは家財の2分の1以上が損害を受けたとき 10,000円
- (4) 会員が災害現場に出務中自宅が前各号の損害をうけたときは、その見舞金相当額の2分の1まで加給することができる。

2 前項の損害の程度は理事会に諮りこれを査定する。

(弔慰金)

第6条 会員及び家族が死亡したときは次の弔慰金を給付する。

- (1) 会員が死亡したとき
 - ア 公務による場合 200,000円
 - イ 公務以外の場合 100,000円
- (2) 会員の配偶者が死亡したとき 20,000円
- (3) 会員の父母及び生計をともにする子が死亡したとき 10,000円
- (4) 前各号のほか会員と生計をともにする家族が死亡したとき 5,000円

(傷病見舞金)

第7条 会員及び配偶者が傷病のときは次の見舞金を給付する。

- (1) 会員が公務による傷病の災害を受けたときは、次の区分に応じた見舞金を給付する。

ア 川崎市消防団員等災害補償条例（以下「条例」という。）による休業補償費の給付を受けた場合（休業補償の支給を受けることができる場合で辞退するものを含む。）においては、休業日数に条例第5条の規定に基づく当該補償基礎額の100分の40に相当する額を乗じて得た額

イ 第3者行為及び交通事故等（条例に基づく休業補償を受けることができる場合に限る。）で、他から損害賠償等を受けた場合においては、支払いを受けた損害賠償等の額が前項の規定による給付額ならびに休業補償費を合算した額に満たない場合に限り、前項の規定を準用し、その差額を給付する。

ウ 前ア及びイに該当しない場合の給付額は次による。

（ア） 医療機関において診療を受け又は療養のための休業（3日以内）したとき 5,000円

（イ） 療養のため休業4日以上にわたるとき 10,000円

（ウ） 療養のため休業7日以上にわたるとき

前（イ）の額と休業6日を超える日数に1,000円を乗じて得た額の合計額ただし30,000円の打ち切りとする。

（2） 会員が私傷病のため10日以上入院したとき又は自宅療養30日以上に亘るとき 10,000円

（3） 配偶者が傷病のため30日以上に亘り療養したとき 5,000円

（退職慰労金）

第8条 会員が3年以上5年未満勤務して退職したときは、退職慰労金として30,000円を給付する。

(督励支給金)

第9条 会員が職務に必要な研修のため消防学校等に派遣され受講日数が2日以上に亘るときは1日につき川崎市消防団給与条例で定める出務の費用弁償の単価に相当する額を給付する。

ただし、支給額は30,000円を以って打ち切りとする。

(給付の申請)

第10条 給付の申請は所属団長（以下「所属理事」という）を通じて行うものとし、督励支給金の申請は事前に、その他の給付金の申請は事由の生じた日より1ヶ月以内とする。

2 前項の申請に必要な書類は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 災害見舞金給付申請書 | (様式1号) |
| (2) 弔慰金給付申請書 | (様式2号) |
| (3) 傷病見舞金給付申請書 | (様式3号) |
| (4) 退職慰労金給付申請書 | (様式4号) |
| (5) 督励支給金給付申請書 | (様式5号) |

(給付の方法)

第11条 給付は所属理事を経由して本人又は家族に支給するものとする。

(公正給付の維持)

第12条 会は、給付申請に関して必要あるときは申請の事由となった事実について調査若しくは必要な証書を要求することができる。

第3章 役員

(役員)

第13条 会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 理事長 | 1 名 |
| (2) 副理事長 | 1 名 |
| (3) 理事 | 6 名 |
| (4) 代議員 | 1 6 名 |
| (5) 監事 | 2 名 |

(理事長)

第 14 条 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

- 2 理事は消防団長を以って充てる。
- 3 代議員は各消防団より互選したものを理事長が委嘱する。
- 4 監事は会員中より代議員会の同意を得て理事長が委嘱する。

(役員任期)

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の役員に欠員が生じたときにおける補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 理事長及び副理事長の任期にあつては、2 期を越えることはできない。ただし、前項の補欠役員の任期は含まないものとする。

(役員の職務)

第 16 条 理事長は互助会を代表し会務を統理し代議員会、理事会の議長となる。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 代議員は会と所属消防団と連絡協調を図り事業を推進するものとする。
- 4 監事は会の業務を監査する。

(事務局)

第 17 条 会に事務局長及び事務職員若干名を置く。

- 2 事務局長には消防局総務部庶務課長を委嘱する。
- 3 事務局長は担当職員を指名し会の事務処理に当たるものとする。

第4章 会 議

(会議)

第18条 会議は代議員会及び理事会とし、理事長がこれを招集する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(代議員会)

第19条 代議員会には次の事項を附議する。

- (1) 予算及び決算についてのこと
- (2) 事業計画についてのこと
- (3) 規約の改正についてのこと
- (4) その他必要な事項

(理事会)

第20条 理事会には次の事項を附議する。

- (1) 代議員会に附議する事項
- (2) 会の事業運営についてのこと
- (3) その他理事長が必要と認めた事項

第5章 会 計

(経費及び収入)

第21条 会の経費は会費、助成金その他の収入を以ってこれに充てる。

(会費)

第 22 条 会員は会費として年額 2, 0 0 0 円を納入しなければならない。

2 年の中途で加入した会員は、その年額分を納入しなければならない。

(会計年度)

第 23 条 会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

附 則

この改正規約は、平成 2 5 年 5 月 1 0 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

担 任	副会長	会 長

慶弔金 ・ 見舞金給付申請書

会員氏名		所属分団		第 分団		
弔 慰 金	死亡者氏名			年令		続柄
	死亡年月日	年 月 日		時 分		
	死 亡 場 所			死因		
	告別式場所					
	通 夜	年 月 日		時 分		
	告 別 式	年 月 日		時 分		
傷 病 見 舞 金	傷病者氏名			年令	歳	続柄
	療 養 期 間					
	入 院 期 間	令和 5年 月 日 ～ 令和 5年 月 日				
	入 院 場 所					
	病 名					
災 害 見 舞 金	罹災者氏名					
	罹 災 種 別	火 災 風 水 害				
	罹 災 場 所					
	損 害 程 度					
結 婚 祝 金	配偶者氏名			生年月日		
	配偶者住所					
	結婚式場所	☎				
証 明 者		上記のとおり証明する。 令和 5年 月 日 第 分団 分団長 ㊟				
上記のとおり申請いたします。 令和 5年 月 日 幸消防団共済会会長殿 申請者 職氏名 団員 ㊟						

様式1号

係 員	主 任	事務局長	理 事 長

災害見舞金給付申請書

会員職氏名			所属団名			所属理事
所 管 消 防 所 長 の 証 明	罹災者氏名			罹災の場所		
	罹災の原因 及 び その状況					
	損害の程度					
	上記のとおり証明します。 平成 年 月 日					
	消 防 署 長 印					
上記のとおり申請致します。 平成 年 月 日 (あて先) 川崎市消防団員互助会理事長						
住所 申請者氏名 _____ 印						

様式2号

所属理事	係 員	主 任	事務局長	理 事 長

弔 慰 金 給 付 申 請 書

会 員 職 氏 名				所 属 団 名		
分 団 長 又 は 代 議 員 の 証 明	死 亡 者 氏 名	続柄		死亡者生年月日 性 別		
	死 亡 年 月 日			死 亡 の 場 所		
	傷 病 名 及 び そ の 状 況					
	上 記 の と お り 証 明 し ま す。 平成 年 月 日 証 明 者 職 名 氏 名 印					
上 記 の と お り 申 請 致 し ま す。 (あて先) 川崎市消防団員互助会理事長 平成 年 月 日 申 請 者 住 所 氏 名 印 会員との続柄						

所属理事	係 員	主 任	事務局長	理 事 長

傷 病 見 舞 金 給 付 申 請 書

会 員 職 氏 名			所 属 団 名		
分 団 長 又 は 代 議 員 の 証 明	傷 病 者 氏 名			会 員 と の 続 柄	本 人
	休 業 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		療 養 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
	傷 病 名 及 び そ の 状 況				
	上 記 の と お り 証 明 し ま す。 平成 年 月 日 証 明 者 職 名 氏 名 印				
上 記 の と お り 申 請 致 し ま す。 (あて先) 川崎市消防団員互助会理事長 平成 年 月 日 申 請 者 住 所 氏 名 印					

所 属 団 長 の 証 明	会 員 職 氏 名		所 属 団 名	
	在 職 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	在 職 年 数	年 月
	該 当 条 項	第 8 条 号	給 付 額	3 0 , 0 0 0 円
	上 記 の と お り 証 明 し ま す。 平成 年 月 日 証 明 者 消防団長 印			
上 記 の と お り 申 請 致 し ま す。 平成 年 月 日 (あて先) 川崎市消防団員互助会理事長 住 所 申 請 者 氏 名 印 会員との続柄 本人				

所属理事	係 員	主 任	事務局長	理 事 長

督 励 支 給 金 給 付 申 請 書

研 修 目 的				
所 属 団 長 の 証 明	会 員 職 氏 名		所 属 団 名	
	研 修 期 間		日 数	
	該 当 条 項	第 9 条 号	給 付 額	1 0 , 5 0 0 円
	上 記 の と お り 証 明 し ま す 。 平成 年 月 日 証 明 者 消防団長 印			
上 記 の と お り 申 請 致 し ま す 。 平成 年 月 日 (あて先) 川崎市消防団員互助会理事長 申 請 者 氏 名 印				

公益財団法人日本消防協会 あて	消防団員等福祉共済共済金支払請求書					書類提出年月日	
						令	和
☐ 消防団員 ☐ 自主防災活動者 ☐ 消防職員 ☐ 協会職員等 (該当に✓印)	加入登録番号			加入消防団等名		事務取扱 所 属 名	TEL
	都道府県	市区町村	加入者				

※受取人が複数人となる場合は別紙様式 1 1-2 を併せてご使用下さい。

請求区分（請求該当項目に○印をつけてください。）					受取人の住所										
		遺族援護金				生活援護金				障害見舞金					
		入院見舞金				弔慰金				弔慰救済金					
		重度障害見舞金				見舞金				保育援護金					
					請求年月日		令和 年 月 日								
消防職団員 証明		フリガナ				男・女		生年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日		年齢 歳		左欄の記載は事実と相違ないことを証します。 令和 年 月 日 市区町村長又は 消防長・消防団長 (任命権者)	
		氏名													
		拝命年月日 年 月 日 現階級の発令年月日 年 月 日 (現階級) 退職(団)年月日 年 月 日													
		補充加入(該当に○印)		有 ・ 無		備考									
事 故 状 況		発生日時		年 月 日 () 時 分				公務 ・ 公務外				市区町村長又は 消防長・消防団長 (任命権者)			
		発生場所						目撃者							
		事故または 公務災害の 状況		-----											

受傷後の処置 (病院名・病院への 移送方法等)															

- (注) １．この支払請求書は２部、都道府県消防協会（１部は日本消防協会用）へ提出してください。
- ２．支払共済金の種類に応じて、該当する死亡診断書、障害診断書、入院証明書等の必要書類を添付してください。
- ３．遺族援護金等請求時に受取人が複数となり、分割請求される場合、受取人の２人目以降は、別紙様式１１－２に記入してください。

以下の欄は記入しないでください。

	千	百	十	万	千	百	十	円	決定欄	審 査 決 定	第 2 次 審 査	第 1 次 審 査	受 付 欄	都道府県 消防協会	
遺 族 援 護 金															
生 活 援 護 金															
障 害 見 舞 金									決定 処 理 欄				付 欄	日本消防協会	
入 院 見 舞 金															
弔 慰 金															
弔 慰 救 済 金															
重度障害見舞金															
見 舞 金															
保 育 援 護 金															
計															

※この様式は、遺族援護金等請求時に受取人が複数となり、分割請求される場合にご記入ください。

フリガナ		男・女	生年月日	昭和 平成	年	月	日	年齢 歳
加入者氏名								

受取人の2人目以降を、以下にご記入ください。

[illegible]

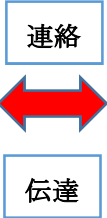
震災時の消防団各体制及び任務等

招集の体制について（自主参集）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）又は警戒宣言が発令されたときや、市内で震度5強以上の地震を観測されたとき
ただし、津波警報が発表された場合は、自己の安全を最優先し警報の解除又は安全が確保されるまでは避難を行う。

1 幸消防団「警戒本部」体制【発災前】（招集場所：幸消防署）

※全本団員	担当任務
警戒本部長（団長）	団警戒支部の統括
警戒副部長（副団長）	方面警戒本部（署）との連携に関すること
統括者（部長）	情報収集・団員の連絡に関すること



幸消防団「警戒支部」体制（招集場所：㊤㊦器具置場）

各支部長（各分団長）	
	支部連絡員
各分団	ポンプ積載車隊を編成できる人数

支部長：各支部の指揮
支部連絡員：情報連絡員との連絡及び団警戒本部への伝達

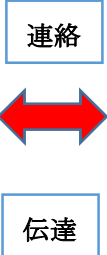


市内で震度5強以上の地震を観測または、南海トラフ地震警戒宣言が発令
※市及び局、署と同時に団も移行



2 幸消防団「指揮本部」体制【発災後】（招集場所：幸消防署）

※全本団員	担当任務
指揮本部長（団長）	指揮本部の指揮
指揮副部長（副団長）	総務主幹として庶務・広報部長を指揮
指揮副部長（副団長）	警防主幹として警護・消防部長を指揮
統括者（庶務部長）	団員の招集に関すること、団支部の統括
統括者（広報部長）	方面指揮本部（署）との連携に関すること
統括者（警護部長）	団部隊の指揮運用に関すること
統括者（消防部長）	団部隊の情報収集・伝達に関すること



幸消防団「指揮支部」体制（招集場所：㊤㊦㊧㊨器具置場、㊩配置場所）

各支部長（各分団長）	※全分団員			
	支部支援隊	ポンプ積載車隊	手引動力ポンプ隊	現場活動補助隊
各分団	2～3名	5名	5名	残りの団員

支部長：各支部の指揮
支部支援隊：支部の支援、情報収集、活動隊及び本部との連絡
ポンプ積載車隊：各分団2小隊で中隊を編成し消火活動
手引動力ポンプ隊：消火活動、残火処理、再燃警戒
現場活動補助隊：火災の残火処理、再燃警戒、火災現場付近の避難誘導・救護

※ 機動部隊は、状況によって指揮本部の指示に編成する。

風水害時の消防団各体制及び任務等

招集の体制について（指定参集）

風水害は通常の災害と違い、事前に気象がある程度は予知できるので、市又は局から体制の事前情報が入りましたら署から本団（分団長含む）へ電話又はメールにて連絡が入る。団長は、本部体制を行う人員の確保をし、各分団長は、支部体制を行う人員の確保をする。また、各分団長は支部体制が整ったら人員及び担当者を本部まで、電話【511-0119】かFAX【544 - 0119】又はメール【84saiyo@city.kawasaki.jp】連絡をすること。本部は本部体制及び支部体制が整ったら署本部へ連絡をすること。

1 幸消防団「警戒本部」体制（招集場所：㊟ 幸消防署）

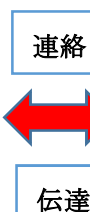
※全本団員	担当任務
警戒本部長（団長）	団警戒支部の統括
警戒副部長（副団長）	方面警戒本部（署）との連携に関すること
統括者（部長）	情報収集・団員の連絡に関すること



災害の規模及び被害の状況等に基づき、体制を移行する（市及び局、署と同時に団も移行）

2 幸消防団「指揮本部」体制（招集場所：㊟ 幸消防署）

※全本団員	担当任務
指揮本部長（団長）	指揮本部の指揮
指揮副部長（副団長）	総務主幹として庶務・広報部長を指揮
指揮副部長（副団長）	警防主幹として警護・消防部長を指揮
統括者（庶務部長）	団員の招集に関すること、団支部の統括
統括者（広報部長）	方面指揮本部（署）との連携に関すること
統括者（警護部長）	団部隊の指揮運用に関すること
統括者（消防部長）	団部隊の情報収集・伝達に関すること



幸消防団「警戒支部」体制（招集場所：㊟ ㊟ 器具置場、㊟ 自宅）

支部長（各分団長）		
	支部連絡員	情報連絡員
各班	2名	指定された者

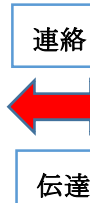
支部長：各支部の指揮
支部連絡員：情報連絡員との連絡及び団警戒本部への伝達
情報連絡員：災害発生危険区域の情報収集



幸消防団「指揮支部」体制（招集場所：㊟ ㊟ ㊟ ㊟ 器具置場）

支部長（各分団長） ※全分団員				
	支部支援隊	ポンプ積載車隊	避難誘導隊	情報連絡員
各分団	3～4名	5～6名	3～5名	指定された者

支部長：各支部の指揮
支部支援隊：支部の支援、情報連絡員との連絡及び団警戒本部への伝達
ポンプ積載車隊：水防活動、車両巡回による情報収集や避難の広報
避難誘導隊：災害時要援護者避難計画に基づく避難誘導、人命救助、救護
情報連絡員：災害発生危険区域の情報収集



多摩川及び鶴見川等で氾濫危険が高く、市街地に浸水の恐れがある場合は、本団の指示で車両等を1・2分団は河原町グランド（体育館）及び3・4分団は日吉出張所臨時駐車場（2階会議室）へ移動させ活動拠点とする。

※ 機動部隊は、災害の状況に応じて指揮本部の特命で編成する。

幸消防団・大震災時の自主参集及び活動マニュアル

1 自主参集

(1) 参集条件

- ア 市域（幸区以外も含む）で**震度5強以上**の地震が観測されたとき
 - イ 南海トラフ地震**臨時情報**（巨大地震警戒・巨大地震注意）又は南海地震に係る**警戒宣言**が発令されたとき
- ※ 震度等は、テレビ、ラジオ等の報道機関の情報から収集する。

(2) 参集場所

- ア **本団**—本団員（分団長を除く）は、幸消防署本署へ
- イ **分団**—分団長及び分団幹部並びに各分団員は、所属する分団の器具置場へ

(3) 参集方法

- 徒歩、自転車又はオートバイ
- ※四輪車等は、大渋滞及び駐車場所の問題から**不可**とする。

2 活動内容

(1) 本 団

消防団指揮本部を幸消防署3階会議室に設置し、署方面指揮本部と連携して、団長（本部長）から各分団に火災出場等を下命する。

(2) 各分団

- ア 出場準備
 - （ア）ポンプ積載車及び可搬ポンプの始動点検を行い、長距離ホース延長及び転戦を考慮しホースを20本以上積載する。
 - （イ）対震ポンプがある場合は、6人程度で編成する。
- イ 消火活動
 - 部隊の指揮者は、以下の事項に基づいて指揮をとる。
 - （ア）大震災時には同時多発火災が懸念されるため、初動は人命救助より**消火活動を優先**する。
 - （イ）基本的に署消防隊の応援はないものと考え、1火災を中隊の**2隊で防ぎ**よする（第一中隊【第一・第二分団】、第二中隊【第三・第四分団】）
 - （ウ）複数火災時の優先順位は、市民の安全を第一に考え、避難場所（小・中学校）及び**避難路となる箇所の火災を優先**する。
 - （エ）消火栓が使用不可の場合は、自然水利（防火水槽、河川及びプール等）に部署し、長距離ホース延長で防ぎよする。
 - （オ）別件火災への転戦も考慮し、効果的な団員の配置及び使用資機材（可搬ポンプ、対震ポンプ及びホース等）の選択をする。
- ウ 情報収集活動
 - 参集及び災害活動中における、別件火災及び危険箇所等の情報を、器具置場のMCA無線機で、方面指揮本部（呼称名：幸団本部）に連絡する。

3 注意事項

- (1) **家族の安全確認**及び**自宅の出火防止**措置を行ったのち参集する。
- (2) **津波警報等**が発表された場合は、**自己の安全を最優先**する。
- (3) 参集時は、途上中に住民からの活動要請を防ぐため、**作業服に1枚重ね着をし、帽子、ヘルメット等の未着装など服装に考慮して参集**する。
- (4) 器具置場のMCA無線機を有効に活用する。